最終更新日：2018年8月1日

データセクション株式会社
代表取締役社長　林　健人
問合せ先：03-6427-2565
証券コード：3905
https://www.datasection.co.jp/

**当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1．基本的な考え方

当社では、「コーポレート・ガバナンス」を「企業経営を規律するための仕組」と捉えており、「株主の権利を尊重」し、健全な企業経営を実践するためには「コーポレート・ガバナンス」は重要なものであると認識しております。コーポレート・ガバナンスについての重点課題としては、「経営者が、企業の目的・経営理念を明確にし、それに照らした適切な態度・行動をとる姿勢を広く社会に明示・伝達すること」「ステークホルダーとの円滑な関係を構築すること」「適時適切な情報開示ができること」「取締役会・監査役（会）等による経営の監督を充実させ、株主に対する説明責任が果たせること」「経営者として企業を規律するために、内部統制の充実がはかられていること」を意識しており、これらの重点課題を中心に体制整備を行っております。

**【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】**

コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

### 2．資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |

**【大株主の状況】** 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数（株） | 割合（%） |
|---|---|---|
| 澤　博史 | 1,275,980 | 10.99 |
| 池上　俊介 | 887,900 | 7.64 |
| 橋本　大也 | 772,600 | 6.65 |
| 林　健人 | 756,720 | 6.51 |
| 日本生命保険相互会社 | 675,000 | 5.81 |
| デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 | 270,000 | 2.32 |
| 株式会社博報堂 | 200,000 | 1.72 |
| アーキタイプ株式会社 | 167,500 | 1.44 |
| 小橋　昭彦 | 117,000 | 1.00 |
| 水口　雅之 | 102,200 | 0.88 |

| | |
|---|---|
| 支配株主（親会社を除く）の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

**補足説明**

2018年7月10日に、KDDI株式会社との資本・業務提携締結を行い、筆頭株主の異動がありました。

異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合。
(1)KDDI株式会社
異動前：
議決権の数0個
所有株式数0株
総株主の議決権の数に対する割合0%
大株主順位 非該当
異動後：
議決権の数21,000個
所有株式数2,100,000株
総株主の議決権の数に対する割合17.78%
大株主順位第1位
(注)
1．異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、平成30年７月13日の総株主の議決権の数

118,108個に基づいて算出しております。
2．総株主の議決権の数に対する割合は、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。
3．異動後の大株主の順位は、平成30年3月31日現在の株主から、本株式譲渡による株主の異動以外に変動が生じないことを前提としています。

(2)澤　博史氏
異動前：
議決権の数12,759個
所有株式数1,275,980株
総株主の議決権の数に対する割合10.99%
大株主順位第1位
異動後：
議決権の数3,359個
所有株式数335,980株
総株主の議決権の数に対する割合2.84%
大株主順位第5位
(注)
1．異動前の総株主の議決権の数に対する割合は、平成30年3月31日現在の総株主の議決権の数116,070個に基づいて算出しております。異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、平成30年7月13日の総株主の議決権の数118,108個（予定）に基づいて算出しております。
2．総株主の議決権の数に対する割合は、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。
3．異動後の大株主の順位は、平成30年3月31日現在の株主から、本株式譲渡による株主の異動以外に変動が生じないことを前提としています。
4．澤博史氏は、平成30年7月2日に、当社第6回新株予約権600個を行使し、当社株式60,000株を取得しておりますので、議決権の数（所有株式数）には当該取得株式数を含めております。

## 3．企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 マザーズ |
| 決算期 | 3 月 |
| 業種 | 情報・通信業 |
| 直前事業年度末における（連結）従業員数 | 100人未満 |
| 直前事業年度における（連結）売上高 | 100億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

## 4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

## 5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当する事項はありません。

## 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1．機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 9 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 2 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 5 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 1 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 1 名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 中嶋　淳 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|

| | | | |
|---|---|---|---|
| 中嶋　淳 | ○ | 平成元年3月 一橋大学 社会学部 卒業<br>平成元年4月 株式会社電通入社<br>平成 12 年9月 株式会社インスパイア入社<br>平成 18 年5月 アーキタイプ株式会社設立<br>平成 19 年4月 ターゲッティング株式会社 社外取締役 (現任)<br>平成 19 年4月 オリジナル株式会社 社外 取締役 (現任)<br>平成 19 年5月 アーキタイプ・コミュニケ ーションズ株式会社 社外取締役 (現任)<br>平成 19 年7月 クウジット株式会社 社外取締役 (現任)<br>平成 21 年4月 アクセス解析イニシアチブ LLC 副代表 (現任)<br>平成 21 日7月 当社 社外取締役 (現任)<br>平成 22 年7月 株式会社 kamado 社外取締役 | 企業経営における豊かな経験と高い見識に基づき、客観的で広範かつ高度な視野から当社の企業活動に助言頂きたいためです。<br>当社と中嶋淳氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと考えております。 |

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

## 【監査役関係】

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 3 名 |
| 監査役の人数 | 3 名 |

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会において会計監査人による監査計画や監査の方法および結果について定期的に報告を受けています。また、監査全般に関する事項について適宜会合を開催し十分な意見交換を実施しています。
内部監査に関しては、独立した組織が財務報告に係る内部統制の有効性を評価しています。監査役は、当該組織より、監査計画や監査の方法および結果について、定期的あるいは必要に応じて随時に報告を受けています

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 3 名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 3 名 |

### 会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 田代彰 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 石崎俊 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 横山大輔 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

### 会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 田代彰 | ○ | 昭和53年4月<br>富士通株式会社　入社<br>平成9年6月<br>Fujitsu Systems Business of America, Inc.　出向<br>Director, New Business Development　就任<br>平成12年1月<br>富士通株式会社　復職<br>ネットワークサービス本部Webソリューション統括部長就任<br>平成14年6月<br>株式会社イーエープラス<br>社外取締役　就任<br>平成15年6月<br>ニフティ株式会社　入社<br>コーポレート部門副部門長　兼<br>マーケットコミュニケーション室長　就任<br>平成16年4月<br>一般社団法人　日本インターネット広告協議会　理事就任<br>平成28年4月<br>岡山大学　非常勤講師就任<br>平成28年8月<br>日新電設株式会社　入社<br>東京支店長　就任 | 長年IT業界にてネットワークビジネスの新規事業開発に携わってきた経験とリスクマネジメントに関する豊富な知見を当社の監査体制強化に生かして頂くことを期待したためであります。<br><br>当社と田代彰氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと考えております。 |
| 石崎俊 | ○ | 昭和47年４月　通商産業省工業技術院電子技術総合研究所入所<br>平成４年４月　慶應義塾大学環境情報学部教授<br>平成25年４月　慶應大学名誉教授（現任）<br>一般財団法人SFCフォーラム　理事（現任）<br>平成26年６月　当社　監査役　就任（現任） | 自然言語処理における豊かな経験と高い見識に基づき、客観的で広範かつ高度な視野で監査頂きたいためです。<br><br>当社と石崎俊氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと考えております。 |
| 横山大輔 | ○ | 平成14年10月<br>朝日監査法人（現　有限責任あずさ監査法人）入所<br>平成18年5月<br>公認会計士　登録<br>平成28年７月<br>横山公認会計士事務所　入所<br>平成28年９月<br>税理士　登録 | 同氏は過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士及び税理士としての会計及び税務の専門的な知見並びに幅広い知識と経験を当社の監査に反映して頂くことを期待したためであります。<br><br>当社と横山大輔氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと考えております。 |

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 | 4 名 |

### その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | ストックオプション制度の導入 |

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、当社の業績と株主価値の向上をはかることを目的とし取締役に対し、新株予約権を付与しております。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | 社内取締役、社外監査役、従業員、子会社の従業員、その他 |

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高めるために、取締役、監査役、従業員等に対して業績貢献に応じてストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

該当項目に関する補足説明

平成30年3月期に取締役(社外取締役を除く)に支払った報酬は、総額で55百万円になります。

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬は、株主総会で承認された限度額内において、世間水準、会社業績、従業員とのバランスを考慮し決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートは、経営管理部で行っております。取締役会の資料は、原則として取締役会事務局である経営管理部より事前配布し、社外取締役及び社外監査役が十分な検討する時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。また、社外取締役に対しては、取締役会事務局より重要会議の議事、結果を報告しております。非常勤の社外監査役に対しては、常勤監査役より監査役監査、会計監査、内部監査間の情報共有の状況を報告しております。

## 2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1.取締役会
当社の取締役会は、取締役5名(うち社外取締役1名)で構成され、定例取締役会を毎月1回、また、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。経営方針、年度予算その他重要な事項に関する意思決定や月次予算統制その他重要事項の報告により業務執行及び各取締役の職務執行状況の監督を行っております。
また、取締役会には、すべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

2.監査役会及び監査役
当社の監査役会は常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成され、全監査役が社外監査役であります。監査役は、取締役会、経営会議及びその他の重要会議へ出席し意見を述べる他、重要な決裁書類の閲覧等を通して、取締役の業務執行状況を監査しております。各監査役は監査計画に基づき監査を実施し、監査役会を毎月1回開催する他、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。また、内部監査担当者及び会計監査人と定期的に会合を開催して情報の共有を行い、相互に連携を図っております。

3.内部監査室
当社は、代表取締役社長直轄の内部監査室(1名)を設置しております。内部監査担当者は、業務の有効性及び効率性等を担保することを目的として、代表取締役による承認を得た内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告するとともに、監査対象となった被監査部門に対して業務改善等のために指摘を行い、後日、改善状況を確認します。内部監査担当者は、監査役及び会計監査人と定期的に会合を開催しており、監査に必要な情報について、共有化を図っております。

## 3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社であります。また、企業経営において豊かな経験と高い見識を有している社外取締役は、取締役と定期的に意見・情報交換を行い、経営者の見地から当社の業務執行を監督し、常勤監査役は内部監査室及び会計監査人からの実施状況について報告を受け、かつ意見交換を行い連携して監査を行うことにより、業務の適正を確保されると考えているため、本体制を採用しております。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 法定期日より早いタイミングで発送するよう努めています。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 集中日および準集中日を回避して開催するよう努めています。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | 電磁的方法による議決権の行使については現在検討中でございます。 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組みについては現在検討中でございます。 |
| 招集通知（要約）の英文での提供 | 招集通知(要約)の英文での提供については今後の課題と考えております。 |

### 2．IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | 当社は、会社情報の適時適切な開示を実施するため、社内規程として「内部者取引管理規程」を制定し、情報収集プロセスや公表プロセスを明文化するとともに、適時に迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を行える社内体制の充実に努めております。 | |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 個人投資家向けに定期的説明会を定期的に開催する予定でございます。 | なし |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を定期的に実施して行く予定でございます。 | あり |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催 | 海外投資家向けに定期的説明会を定期的に開催する予定でございます。 | なし |
| IR資料のホームページ掲載 | 当社ホームページにIRサイトを設置し、決算情報、適時開示情報などを掲載しております。 | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | 経営管理部 | |

### 3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 該当事項はありません。 |
| 環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施 | 該当事項はありません。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 適時開示の観点より、HP，IRサイト、決算説明会等の充実を図ることにより質量共に十分な情報提供を行っていく方針でございます。 |

# Ⅳ内部統制システム等に関する事項

## 1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの整備の状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

a.取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・コンプライアンス体制の基礎として、取締役及び従業員が遵守すべき規範である「コンプライアンス管理規程」を定めて周知徹底し、高い倫理観にもとづいて行動する企業風土を醸成し、堅持する。

・コンプライアンス体制の構築・維持は、管理担当部門の部門長を実施責任統括者として任命し取り組む。

・取締役会規程を初めとする社内規程を制定・必要に応じて改訂し、業務の標準化及び経営秩序の維持を図る。

・役職員の職務執行の適正性を確保するため、内部監査担当部署を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査担当部署の責任者は、必要に応じて監査役及び会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。

b.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・株主総会、取締役会、その他重要な意思決定に係る情報は、管理担当部門が法令及び社内規程等に基づき、所定の年数を保管・管理する。

・文書管理部署は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して速やかに対応する。

c.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社の業務執行に係るリスクに関して、各部門においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、全社のリスクを網羅的・総括的に管理する。

・当社の経営に重大な影響を与えるような経営危機が発生した場合は、代表取締役社長又は取締役を責任者とし、当社の損失を最小限に抑えるとともに早期の原状回復に努める。

d.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・定例取締役会を毎月１回開催する他、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。

・職務執行に関する権限及び責任は、組織関連規程等において明文化し、適宜適切に見直しを行う。

・業務管理については、事業計画を定め、会社として達成するべき目標を明確化し、さらに各部門に対し、業績への責任を明確にするとともに、業務効率の向上を図る。

e.当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社は、子会社の取締役を当社取締役から派遣し、子会社取締役の職務執行及び事業全般に対して適正さを確保するよう監督を行う。

f.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査役が職務遂行について補助すべき使用人を求めた場合、必要な人員を配置し、当該人員の取締役からの独立性を確保するため、当該人員の人事異動及び人事評価等については監査役の意見を考慮して行う。

g.取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

・取締役及び使用人は、監査役から事業の報告を求められた場合は、速やかに報告する。

・取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、取締役による違法、または不正な行為を発見したときは、直ちに監査役に報告する。

・代表取締役は、取締役会などの重要会議での議論及び定期的な面談等を通じて、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。

h.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査担当部署、会計監査人及び外部の専門家等と必要に応じて連係できる環境を構築する。

i.財務報告の信頼性を確保するための体制

・当社は、財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役社長の指示のもと、金融商品取引法に基づく内部統制が有効に行われる体制を構築し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

j.反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

・当社の「反社会的勢力対応規程」において、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係遮断することを定め、役員及び使用人の平素からの対応や事案発生時の組織対応制度を構築する。さらに警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築するとともに、新規取引の際は、契約書等に反社会的勢力排除条項を盛り込む。

## 2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の「反社会的勢力対応規程」において、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係遮断することを定め、役員及び使用人の平素からの対応や事案発生時の組織対応制度を構築する。さらに警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築するとともに、新規取引の際は、契約書等に反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

# V その他

## 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

### 該当項目に関する補足説明

特段の買収防衛策を導入する予定はありません。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――